

(提案基準第4号)

事業所の従業員寮等に係る開発又は建築に関する基準

この基準は、市街化調整区域内又は飛地で市街化区域に編入された工業団地内に存する事業所に従事する者の住居を当該事業所の近隣に確保するための開発又は建築を、次の要件の全てに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。

1 当該事業所は、市街化調整区域内又は飛地で市街化区域に編入された工業団地内に所在し、かつ、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 線引き前から継続して存する事業所

(2) 法第34条第1号から第14号までの規定又は令第36条第1項第3号イ、ロ、ニ若しくはホの規定による許可を受けた開発又は建築等に係る事業所

(3) 法第29条第1項ただし書又は第43条第1項ただし書の規定により、その設置に係る開発又は建築等について許可不要であった事業所

2 申請地は、次のいずれにも該当していること。

(1) 申請者が所有している土地であること。

(2) 次のいずれかの位置であること。

ア 当該事業所から直線で500メートルの範囲内に位置していること。ただし、地形・地勢等合理的事情の存する場合にあっては、1,000メートルの範囲内に位置していること。

イ 当該事業所と一体的な場所に位置しているか、既存集落内又は既存集落に隣接し、若しくは近接する地域に位置していること。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内の土地でないこと。

(4) 申請に係る建築物の規模に比して過大なものでないこと。

3 申請者は、当該事業所を営む者であること。

4 申請に係る建築物は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 用途が当該事業所の業務に現に従事する者の住居（住宅・寮など）であること。

(2) 規模が当該事業所の業務形態及び就業者の数・通勤・住宅の所有状況などに照らし

て必要最小限のものであること。

(3) 法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの許可に係る場合にあっては、工場等の立地と一体的に計画されたものであること。

5 申請に係る建築物の建築について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的事情が存すること。

6 市街化区域の工業団地内に所在する事業所については、当該市街化区域内に建築することが困難であると認められる合理的理由が存すること。

7 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年11月23日から施行)

(平成19年11月30日から改正施行)

(令和2年10月6日から改正施行)